

唐宋時代の農民戦争の歴史的特徴

侯 外 廬

中國學術代表團の一員として來日された侯外廬氏は、昨年十二月十六日、京大人文科學研究所講堂において、「唐宋時代の農民戦争の歴史的特徴」と題して講演された。本編はその全文である。翻譯には、島田處次氏をわずらわした。

中國の長期にわたる封建制時代は、壓迫と擄取に反抗する農民の鬪争で満たされており、封建支配に反抗する階級的起義で貫かれている。封建支配者が、いかにきびしい法律や刑罰で殘酷に鎮壓しても、あるいはまた道德のお説教で欺瞞しても、農民の反抗鬪争をしずめることはできはしなかつた。それどころか封建的反対派の直接鬪争の形式としての農民起義¹⁾は逆に一波は一波より高まり、その回数と多さと規模の大きさは「世界史上、稀に見るところであつた」(譯註、毛澤東、中國革命和中國共產黨、第一章第二節)。

大體からいうと、中國農民の封建支配への反抗鬪争の歴史は、唐の中期を境にして前後二つの時期に分けることができ、その後期をさらに分けて、唐宋と明清の二つの段階とすることが出来る。前期と後期の農民戦争には、それぞれ異つた、はつきりした特徴があり、後期の二つの段階にもそれぞれの特徴がある。

中唐以前は、わずかばかりの土地を使用する一般平民〔編戶齊民〕であらうと、あるいは貴族や豪族に依存する「私屬」や「徒附」であらうと、勞働地代を主とする擄取形態のもとで、みな奴隸のように酷使され、鞭うたれ、たえず死の脅威にさらされていた。そのような極端に殘酷な擄取方式は、農民の人身權と生存權の要求を激發し、原始的財産共有に對する狂暴な幻想をよびおこし、「太平世

中唐以後、中國の封建制社會の經濟・政治は、みな相對的な變化を起した。生産手段〔生産工具〕と生産技術の改良によって、全國の廣大な土地での農産物の量はしだいに増加し、南方地區はさらにいっそう開發せられ、生産力はめだつて向上し、商品經濟にもある種の發展があつた。封建的な土地所有權の形式と土地占有の關係にも相對的な變化が生まれ、均田制は力を失ひ、「莊園」經濟が發展してきた。貴族・官僚という大勢力は、またしても、その政治的經濟的勢力によって、あらそつて大量の土地を占有した。一方、封建國家は、「皇莊」「官莊」などの形式を通じて、大きな土地を押さえ、貴族・官僚・地主という大勢力などと勞働要員の奪いあいをした。土地の兼併は日ましにげしくなり、土地は日に日に集中していった。地代形態もそれにつれて變化を生じ、租庸調という徭役を主とする形態は、實物徵收を主とする兩稅法に地位をゆづつた。九等戸の制度がそれまでの九品制とつてかわり、かつ、だんだん發展して五等戸の制度になつた。それまで非合法であつた客戶は合法的な客戶になつた。これらのことはみな

勞働力が再編制されたことと、隸屬關係が規定しなおされたことをあらわすものである。兵役制度も、それまでの徵兵制が募兵制にかわつた。封建的な官僚機構も空前に膨張してきた。このような新しい歴史狀況のもとにおいて、農民の地位はいくらか高まり、彼らの封建主に對する依存關係はいくらかゆるみを見せてきた。なるほど經濟外強制による搾取は、依然として非常に重い勞役をまじえているとはいうものの、しかし、農民は自己の勞働時間を自由にする機會がより多くなり、自分が占有している、あるいは使用している土地で、自己の責任において生産に従事することができるようになつた、と見てよいのである。

しかし、それと同時に、封建地主階級の搾取欲の方も増大の歩をすすめ、封建的搾取方式もさらに強まり、さらに多種多様になつた。貴族・官僚たる地主は、その封建的特權を利用し、あるいは巧みに、あるいは無理やりに奪うことによつて、きわめて大きな土地を占有し、農民は「一日として休む日がないほど、年中勞働のしどろし」でありながら、しかも、いつも「生計が立たず〔常患不足〕」「富めるものは地を兼ぬること數萬畝なるに、貧しき者は足を容る

る居もなし」という「貧富隔絶」の社會現象が一層あざやかに出現してきた。形式上においても實質上においても不平等な兩税法という税制の搾取のもとで、封建國家と豪族・地主が勞働力を奪いあう鬭争のなかで、農民の負擔する各種の税、貢納、雜役は日に日に重くなつていった。封建國家の苛斂誅求は小手工業者、小商人、はなはだしきはいわゆる「中産の家」までも絶體絶命のところに追いこんでいった。以上一切のことはつぎのことを意味する。すなわち、封建社會における壓迫階級と被壓迫階級の矛盾の變化、それは必然的に階級對立の新しい情勢を形成し、封建支配に反抗する農民の鬭争と起義とを一つの新しい發展段階に入らせた、ということである。

一 唐宋の際における農民の

反封建鬭争の波と高まり

唐の中期から北宋にかけての數百年間、農民は大規模な逃亡から「武器をとる〔挾持兵仗〕」にいたるまで、地域的な起義から全國的規模の革命鬭争にいたるまで、不斷の波を打ちながら封建支配にぶつつかつていった。

61 農民の反封建鬭争の最初の高まりは、唐の肅宗、代宗、

德宗の治世（七五六〜八〇四）に出現した。農民の大規模な逃亡は、漸次、地域的な武裝起義へと發展していった。

はるか開元天寶の「太平」時代（七一二〜七五五）において、農民の逃亡はすでに、封建政府が深く不安を感じる重大問題になつていた。安史の亂およびその後の封建支配者同志の戦争は「天下の人民はいためつけられ、流浪の人となつてしまひ、自分の郷里にいく者は百に四五もいない〔天下殘瘁、蕩爲浮人、郷居地著者、百不四五〕」情勢を一層うながした。多くの地方の戸口は「十に九を失ひ」あるいは「十に一二もなし」となり、乾元三年（七六〇）には政府の掌握する編戸は、玄宗時代の九百餘萬戸から、にわかにならぬに一九〇餘萬戸に減少した。德宗時代には正式に税制を改革し、兩税法を實施したが、戸口は三八〇餘萬戸にのぼつたとどまる。

肅宗、代宗、德宗の三十餘年間、農民起義はきわめて頻繁であつた。いたるところ「盜賊」「海賊」「山賊」「洞寇」「草賊」が「武器をとつて」唐朝の官軍と對抗した。肅宗、代宗の時代には「山林といわず江湖といわず、亡命のものは依然として多く、盜賊はしばしば州縣を犯した」⁽⁴⁾。劉晏

はかつて、そのころ「人々は虐政に辛抱しきれなくなり、みな郷里を去って盗賊になった」〔譯註、新唐書一四九、劉晏傳〕といった。遠くは江南、近くは長安、洛陽、どこにも武装した農民が出没した。⁽⁵⁾ そのうちで、規模がもっとも大きかったのは、寶應元年（七六二）に袁晁が指導して明州翁山縣でおこした農民起義である。起義軍は一時台州を占領し、寶勝と改元し、公卿數十人を任命した。各地の起義軍および「苛斂誅求に疲れた人民が多くこれに歸し」⁽⁶⁾ 起義軍は浙東を席捲して二十數萬人にまでなった。間もなく、方清が歙州で數萬人を率いて起義し、歙州および江西の多くの州縣を攻め下した。これらの起義は最後にはみな鎮壓されたけれども、しかし唐朝の支配者に深刻な打撃を與えたのである。

德宗以後の四十年間も、農民の逃亡は依然として相當はげしかった。⁽⁵⁾ そして文宗（八二七～八四〇）以後になると、農民はまたしても反封建闘争の高まりをまきおこした。

文宗から僖宗（八七四～八八八）までの五六十年間、農民闘争の規模は、小さなものから大きなものになり、地域的な起義から國內戦争に發展した。農民の反抗、下層の士官

や兵士（士兵）の兵變、小商工業者の闘争は、最後には一つにあつまって、強大な唐朝支配反對の巨流を形成する。

文宗の太和二年（八二八）、劉黃は皇帝にむかつてつぎのような警告を發したことがある。

「今、四海困窮し、いたるところ流亡す……役人は亂脈、人民は貧しく、盜賊はいっせいに蜂起し、今にも土崩瓦壞の勢なり。臣、恐るらくは、陳勝、吳廣、赤眉、黃巾は秦、漢のみにことにはあらざらん」⁽⁶⁾

つまり、今まさに來ようとする革命の嵐は、地主階級の士大夫のなかにさえも豫感した人がいたのである。文宗、武宗の時代には、ある地方では「群盜が多くいて、旅船を略奪した」⁽⁷⁾。またある地方では「草賊」が嘯集して、「州縣を脅かして「陵驚郡邑」いる」⁽⁸⁾。もっともはげしいのは、いわゆる「江賊」「鹽茶賊」である。彼らはいちものは一五〇人、少いものは三十人、武器を携えて、私鹽、私茶を南北に賣り歩いた。江淮の商業地區（「江淮草市」）の「富室大姓」は「あまねく殺害された（劫殺皆徧）」。「江南の土地の人間が彼らとぴたりと呼吸を合せていた（江南土人相爲表裏）」ので唐の軍隊も彼らを撃滅してしまうことはでき

なかった。⁽⁹⁾

宣宗の時代（八四七～八五九）、蓬州・果州および山南地區、みな起義軍の活動があった。⁽¹⁰⁾ 大中十三年（八五九）には、裘甫の指導する相當大規模な逃亡農民の起義が浙東で爆發し、起義軍は發展して三萬人にのぼり、八ヶ月をついやしてやっと唐軍に鎮壓された。このたびの起義が失敗してのちの九年目、懿宗の咸通九年（八六八）には桂林の守備兵の起義が爆發した。彼らは龐勛の指導のもとに北上するが、途中で無数の貧困農民がこの隊伍に加わって、人数は二十萬にも達した。やっと唐政府に鎮壓されたのは、一年餘の戦闘をへてからのことであつた。⁽¹¹⁾

これらの起義が鎮壓されたのちも、社會矛盾は決して緩和されなかつたばかりか、人民の反抗闘争はかえつて火のようになりひろげられていった。光州・商州の人民は刺史を逐いはらつた。浙西では王郢が起義し、一萬人あまりの勢力で蘇州・常州を陥し入れた。この時期において、規模のもつとも大きかつたのは、乾符元年（八七四）に鹽の閩商人王仙芝と黃巢が指導した全國的な農民の大起義であつた。起義軍は最初、河北・山東で活動し、人数は十餘萬

人、それが後には百萬人にまで發展した。彼らは南北に轉戦し、黃河、揚子江、珠江の流域十餘省を通過し、最後には僖宗の廣明元年（八八〇）に唐の都長安を攻め下した。黃巢は長安に政權を建て、國號を大齊といい、金統と改元した。四年のち起義は失敗したが、この十年もの長きにわたつた農民大起義は、唐の支配に致命的な打撃を與えたのであつて、これ以後、唐朝の存在はもはや名のみにならぬ。

黃巢の大起義は晩唐の農民の封建支配反對闘争の高峰である。起義が失敗してのち、國內政治はさらに混亂の度を増し、軍閥は毎年毎年、地盤争奪の割據戦争をおこなつていた。そして最後に、五代十國の紛争の局面が出現した。農民の闘争はしばらく低潮期に入る。この時期の農民の闘争に比較的多いのは、分散的で時間的にも短い、小規模なばらばらの起義である。五代十國時代における南北の政治情勢の發展の相違から、農民闘争のうごきにもまた差異があらわれるであらう。

北方では、闘争規模のもつとも大きかつたのは、後梁の貞明六年（九二〇）に陳州の母乙・董乙の指導した起義で

ある。彼らは陳・潁・蔡の三州で活躍し、母乙は「天子」に推戴された。⁽⁴⁴⁾ 農民の後梁にたいする反抗は、兵士「士兵」の大量逃亡としてもあらわれた。時には一回の戦争中に萬にものぼる將校や兵士が逃げたこともある。⁽⁴⁵⁾ 農民の鬪争が後梁の滅亡を早めたのである。後唐の「苛斂誅求」は人民の逃亡と「盜賊」の蜂起をまねいた。⁽⁴⁶⁾ 妻や子を賣ってすら生きのびようとする兵士、これもたえず反亂を起した。同光四年（九二六）には河北に兵變があり、洛陽を陥し、天子の李存勳を殺した。後晉の時期には、人民は起って晉と契丹の掠奪に反抗し、多いのは數萬人、少いものは數百人でもって、あるいは山谷を保ち、あるいは州縣を陥し、契丹の官兵を殺したので、契丹の支配者は北方に逃げだしてしまった。後漢の時にも、歴史の書物にはやはり「百姓愁怨す」とか、「朝廷、諸處の盜賊を思ふ」などが見えている。支配者のきびしい法律や刑罰を以てしても、防止することはできなかったのである。⁽⁴⁸⁾

南方の吳・前蜀・閩、すべて農民起義があつた。規模のもつとも大きいのは、九四二年に張遇賢が南漢の循州で指導した起義で、起義軍は十餘萬人にまで達したことがある。⁽⁴⁹⁾

宋が南北を統一してのちも、農民の反抗鬪争はやまなかつたばかりでなく、漸次に發展していった。北宋の農民鬪争は局部的地域から廣がっていったものであり、そこには頻繁な兵變と農民起義とが織りまぜられている。

宋の初期には、階級矛盾のもつとも尖鋭な地區は四川であつた。その地主（豪民）はふつう數百戸、數千戸の佃戸をもち、「皆、數世あい承け」「これを使うこと奴隸のごとく」であつた。⁽⁵⁰⁾

乾德三年（九六五）、宋軍の四川占領に當つて、各地の農民は紛々として起義した。後蜀の上官進はかつて「亡命」三千餘人「村民」數萬人を率いて梓州を攻めた。

これらの起義が宋の政府に殘酷に鎮壓されてのち、政府から派遣される官吏は、ほとんどが「生靈の肌を蠶食し、威を作して暴虐を恣いままにす、倭なること天子の聽を罔い、利のあるところ唯だ剝削す」であつた。⁽⁵¹⁾ 四川地區の階級矛盾はいよいよ尖鋭になつていった。

開寶六年（九七三）渠州の李仙は宗教組織を利用して起義し、衆、萬人に達し、果・合・渝・涪の四州の人民の呼應を得た。二十年後、淳化四年（九九三）、四川でまたも

や、茶商人王小波の指導する大規模な起義が爆發した。王小波が戦死してのち李順が指導し、成都を攻め下し、「大蜀王」と稱し、「應運」と改元した。北は綿州、東は巫峽まで、大部分の州縣は起義軍に占領された。翌年、宋は大軍を移して四川に入らせ、やっとのことで鎮壓した。起義の殘黨は至道二年（九九六）になってもまだ活動をづづけている。⁹⁹

至道三年（九九七）劉旻が兵變を起し、漢州・永康軍・蜀州を陥しいれた。咸平三年（一〇〇〇）には益州に兵變が起り、王均が推されて主になり、大蜀國を建て、「化順」と改元し、漢州を下した。

四川以外の地方においても、起義と兵變はやはり頻々としておこっている。開寶五年（九七二）今の山東地方に小規模な起義が少しあった。もっとも強かったのは兗州の周勰の一隊で、自ら「長脚龍」と稱していた。海門監の鹽戸の龐崇も起義を行い、官軍に殺されたものが三百餘人もある。開寶六年（九七三）廣西の融州の河川工事の兵隊が起義した。嶺南地方にも小規模な農民の武裝活動があった。

太平興國三年（九七八）、福建の仙遊・莆田・百丈で十數

百人が参加した起義が爆發し、泉州を攻めたこともある。雍熙四年（九八七）から景祐二年（一〇三五）までの四五十年間、武裝起義を行ったものには、その他、つぎのようなものがある。關中地方の楊拔萃、京兆の焦四・焦八、許州の宋斌、開封附近の兵變、澶・濮などの州の王長壽、廣西宜州の將校である陳進、荊州の傜人、亳州の脫走兵の胥亢、荆湖下溪州の蠻族人民、廣南の高・化・雷などの州の僚人、などである。

北宋の土地兼併ははげしく、「勢官富姓は田を占むること限りなく、兼併、偽冒、習いて俗を成し」ていた。地主たちはまた、税役を逃れて農民に轉嫁した。軍事官僚機構もたえず膨張していった。宋と西夏の戦争ののち、西夏や遼にたいする例年の贈與は大巾に増加し、「凡百の賦税は増して數倍にもなった」。農民は一層、貧困苦難の淵に沈み、反抗闘争はいよいよ激烈になっていった。北宋中期の農民起義の發生地域は非常に廣く、宋初のように主として四川のみ、というのとは違っている。

寶元二年（一〇三九）、廣州に三百人餘りの起義の一隊があらわれた。翌年、浙東の兵士の鄂隣というものが起義

し、巡檢を殺し、福州・廣州に轉戦した。慶曆三年（一〇四三）陝西の兵士の郭邈山と張海らは千餘人を率い、虢州以東、洛陽以西の廣大な地域を席捲した。同年、光化軍の兵士は邵興の指導のもとに「苛急」な知軍韓綱を追い、商州を攻めた。沂州の兵卒王倫は巡檢を殺し、多くの平民が參加した起義軍の一隊を率いて「淮海のあたりを横行すること無人の野を履むがごとくであった」慶曆四年（一〇四四）には、河北の保州の軍士が兵變を起した。慶曆七年（一〇四七）には河北貝州の兵士の王則が兵變を起し、深州・齊州の兵士が呼應した。

慶曆三年（一〇四三）、徭・蠻族五千餘人は、桂陽監の蘭山縣に出て、宋朝の鹽の專賣に反抗した。宋の政府は軍隊を出動させて鎮壓し、かつ、「一人を殺したのものには、錢一萬を賞する〔殺人一頭、賞錢千千〕」と定めた。「官軍は賞金に目がくらんで、手あたりしだいに一般人民〔平民〕を殺した。一般人民はおそれて、ことごとく起って盜となつた」。湖南の常寧縣となると、「大小あわわて盜賊が一、二百グループ〔二二百火〕いるばかりで、平民はほとんどいなかた」漢族と少數民族の人民が聯合して反抗し、戰爭

は五年にわたって行なわれた。

實元の初から慶曆の初にいたる四、五年間、三、四十の州において起義軍が州城を攻め陥すという事件が発生している。慶曆三年においては大名府・應天府・襄・鄧・唐・汝・光・隨・均・房・金・商・安・郢・滑・許・解・池などの州および建昌軍、みな起義が発生した。

北宋中期の農民起義の影響のひとつは、范仲淹と王安石の變法を促進したということである。しかし、支配階級の改良主義的政策は、社會矛盾を緩和しようという目的をどうしても達することができなかった。王安石が變法を實施した期間、およびそれ以後の時期は、依然として相當多くの農民起義が起っている。

皇祐、嘉祐年間（一〇四九〜一〇六三）、京東・齊・鄆・棣・博・濮などの州、どこでも起義軍の活動が現われている。江西省の虔州には、「鹽賊」戴小人の起義があった。熙寧六年から十年まで（一〇七三〜七七）には、「内附」に反對する荆湖の蠻人の鬭争、福建の南建州の吳笋の起義、廖恩の起義があり、大名府には王成の起義があり、滄州には「康太保」と稱するものが起した兵變があり、江西には

件小八が起した起義があり、淮南の蘄縣には、王海の兵變があった。元豐元年から八年まで（一〇七八～八五）、京西の「軍賊」黄青・張晏、岳州の詹遷、福建の康誥、絳州の王遂、陝西豐州の兵士張世矩、解州の「軍賊」、廣東連州の李小八、福建汀州の蘭載、陝西の商・虢などの州の王冲、河北澶州の單安などなど、みな起義や兵變を起した。相當数の災民、貧民、茶鹽の密賣者、小錢の私鑄者、金山勞働者〔金場坑丁〕や下層兵士たちが暴動に参加した。京東地區にもまたつねに起義軍が活動していて、その数は多いときには八十餘にも達し、人數は數千人に至った。元豐七、八年の間で特に注意すべきは、多くの保甲の起義があったことである。元豐七年二月、澶州の保甲三百餘人はまっさきに旗をあげた。「これより河北には盜賊公行す、多くは保甲なり」。彼らは「指揮官を捕え、巡檢を逐い、提舉司幹當官を攻め」宋朝をおおいに恐怖させた。元祐年間（一〇八六～九三）京東では盜賊並び起り、濮州には張旗の騷動があり、邵州には蠻人の反抗があった。

元符三年（一一〇〇）宋の徽宗が即位した。彼は蔡京・王黼・童貫・楊戩などを寵用し、公然と官爵を賣り、おおい

に搜括を事とし、東南の地方には花石綱を設け、北方では「公田を括し」何千何萬の人を無一文にし、破産させ、のたれ死させた。人民はやむなく武裝反抗の道に走った。もっとも著名なのは宣和二年（一一二〇）に方臘が睦州青溪縣で指導した起義である。方臘はマニ教によって人民を組織したが、各地が呼應して、數日のうちに十萬人にもおよんだ。方臘は自ら「聖公」と稱し、「永樂」という年號を建て、睦・歙・杭・婺・衢などの州を攻め陥した。蘭溪靈山の朱言・吳邦、剡縣の仇道人、仙居の呂師夔、方巖山の陳十四、蘇州の石生、歸安の陸行兇らがみな起って呼應した。宋朝は十餘萬人の軍隊を集めてやっと起義を鎮壓した。方臘の起義と同時に、宋江ら三六人が京東の梁山で起義した。宣和六年（一一二四）には、宋朝は全國で免夫錢六千餘萬貫を徵收した。そこで「河北の群盜がおおいに起った」。山東には張萬仙と張迪の起義があり、衆は十餘萬人に至った。河北には高託山がいて、三十萬人と號していた。そのほか二、三萬のものは數えきれない。

以上、概括的に唐宋の際の農民闘争の狀態を述べた。つぎには、この新しい歴史段階における農民起義の闘争スロ

ーガン、およびその歴史的意義について少しく私の考えを述べよう。

二 農民起義の現実的要求

およびその進歩的スローガン

唐宋の際において、農民起義およびさまざまな形式での農民の反抗闘争は空前に頻繁で、起義の地域は日々に擴大していき、闘争方式も日まじに多様化していった。自作農、小作農のほか、少なからぬ手工業者および中小商人も闘争にまきこまれた。組織形式および闘争戦術もだんだん進歩した。これらの点はこの時期における農民と地主階級の階級闘争の新しい情勢を反映するもので、中國封建社會の階級對抗の新しい歴史段階のはじまりを意味する。この新しい情勢のもとでの農民戦争の主要な特徴は、革命的な農民が、さらに現実的な平等あるいは平均の要求を提出したということである。

中唐以前、つまり封建制社會前期における農民起義と農民戦争の、人身権と生存権を要求するスローガン、および財産共有にたいする氣狂いじみた幻想、或いは謂ゆる「太平」世界へのあこがれ、などとは違って、農民は現實な身

分的平等と財産平均への要求を提出しはじめた。この種の平均への要求の歴史的根源はまさしくスターリンのいうように「個人農民の思想方式、一切の財産を平等に分けるという心理、原始的な農民的『共產主義』の心理」である。

封建的壓迫と搾取制度のもとで、被搾取者でありまた生産者であるという個々の農民の階級の地位が、この種の平均の要求を生みだすにいたるのは合法的である。しかしながら「一切の財産を平等に分けるという農民の心理」がこの時期の農民戦争において凝集されて、さらに現実的な権利の平等、財産の平均という革命的要求となったこと、および稱號やスローガンその他の形式でその心理が鮮明に表現されたということは、中唐以後の封建社會の經濟的相對的變化、搾取方式の變遷、及びそれによって形成された新しい階級對抗の情勢が、條件を提供したことによるのであり、また農民の長期の階級闘争經驗の累積と、闘争を通じての封建制度下での階級對立の認識の進歩によるのである。この種の平均の要求の提出は、唐宋の際において、やはり低級なものから高級なものへの曲折した發展過程を有する。おおまかにいうと中唐から五代までは、この

種の平均思想はまだ、稱號の形式あるいは不完全な綱領の形式で表現されたにすぎないが、北宋以後は、もっと完全な綱領あるいはスローガンの形式で提出されはじめた。

この種の平均の要求の表現は、もっとも早くは晩唐の農民起義にみられる。すでに唐の宣宋の大中十三年（八五九）浙東地方では「逃戸」を主體とする麥甫の起義が、「羅平」と改元し、「天平」という印を鑄造した。わざわざ「平」という字を重ねているところに、農民の漠然とした平均への願望があらわれている。唐末の黃巢・王仙芝の起義の時にになると、こういう平均主義の思想はもはやほぼ明瞭になつてきた。資治通鑑考異の卷二三に引くところの續資運録の記載によると、王仙芝は起義してのち、みずから「天補平均大將軍兼海内諸豪都統」と稱した。同書の卷二四にもまた續資運録を引くが、多少文字に異同があつて、「天補平均大將軍兼海内諸豪帥都統」としている。どちらが正確かは別として、いわゆる「平均」「均平」の意味には、内容上いかなる差異もない。一方、黃巢の方は、考異の記載によると、「冲天大將軍」と號したのであつて、頭に「平均」という文字はついていない。しかし五代史平話には黃巢の

ことを「冲天太保平均大將軍」と呼んでおり、この言い方はほぼ信じていいと思うが、平均の主張が廣く普及していたことを説明するものである。この種の「天補」とつながつた「平均」もしくは「均平」の稱號は、疑いもなく、餘れるを減らし、足らざるを補い、平らかならざるを均しくする、という意味を含んでいる。たとい、「補」という文字を「授」と解釋するにしても、それが依然として平均への要求を示すものであることはまちがいない。「均平」を直接にふりかざすというこのような現象は、やはり、中國農民戰爭史上はじめてのものであるから、われわれは簡單にそれを一個の普通の稱號と見なしてすますわけにはいかない。この稱號を通じて、農民の長期にわたる鬭争經驗の累積が發展させてきた「平均」の理想、そのの反映を見なければならぬ。この種の財産平均の要求は、階級鬭争の情勢のひきつづく發展のうちに、あいかわらず、絶えず、どこかに反映していた。黃巢の農民戰爭からあまり経っていない五代十國の時期については、前に述べたとおり、分裂割據の政治的經濟的條件に制限されて、大規模な農民戰爭はなかつたが、局部的な農民起義と農民の小規模な反抗

鬪争のうちには、なおこの種の貧富を等しくしようとする思想の發展のあとをたずねることができる。陸游の南唐書に下のような記載がある。

昇元年間（九四〇年ごろ）、陳起は進士をもつて起家し、黄梅の令となった。時に、縣境の獨木村に諸佑という妖人が居て、左道をとなえ、自分の家は何代も肉を食わない、金持を貧乏にし、貧乏人を金持にする力がある、と言つて、村民には、それになびくものもだんだんとあつた。

〔時縣境獨木村有妖人諸佑、挾左道、自言數世不食肉、能使富者貧、貧者富、里民稍稍從之〕はじめは數十人であつたが、數年すると、従うものは數百人にもなつた。男女の別など守ろうともせず、それを忍辱と呼んだ。〔男女無別、號曰忍辱〕晝はかくれて、夜歩きまわり、盜賊を職業としていた。〔夜行晝伏、取資于盜〕

この史料は、いわゆる妖人諸佑の活動が實際は宗教でカモフラージュした農民の小規模な反抗鬪争であることを明かに示している。當時のこの種の鬪争活動は往々にして見のがされがちであるが、しかし忘れてはならない、唐末の農民鬪争の「平均」という稱號が含蓄するある種の内容にた

いして、比較的明確な説明を與えるのは、まさにこのような小規模な反抗鬪争の記事にほかならないということ。

北宋以後になると、起義農民のこの種の平均主義思想は、さらに一步進んだ發展をとげ、たんに「貧富を均しくする」というスローガンを直接提出しはじめるのみでなく、またしだいに、そのスローガンのなかに、封建的な「形式不平等」たる富貴貧賤關係を打ち破ろうとする要求をも反映させはじめている。

誰もがよく知っているように、今の四川地方で爆發した王小波・李順の起義は、まさしく直接に「貧富を均しくする」ことをスローガンにしている。王辟之の「滙水燕談錄」にいう、

朝廷が孟氏を平らげてから、蜀の帑藏はすべて都へもつていかれた。その後、經濟政策家は争つて功利主義を述べ、博易務を置き、私市を禁止したので、商賣が不振になり、蜀の人民の生計が不如意になつた。小波が、自分、貧富の均しくないのを憎む、これからみなさんのために均しくしてあげたい、と言つて、人々を煽動することができたのはそのためであり〔故小波以言動衆曰、吾

疾貧富不均、吾與汝均之。貧乏人で彼に従うものは、ますます多くなつたのである。⁸⁴⁾

すこし時代の下の陳均の「皇朝編年備要」にも似たような記載がある。

青城縣民王小波、衆をあつめ、起ちて亂をなし、衆に謂いて曰く、我は貧富の均しからざるを疾む、今汝の爲に之を均しくせん、と、貧民の來り附くもの多し。⁸⁵⁾

やや早く書かれた曾鞏の「隆平集」の記載によると、

……時に守臣は利の入ることの厚からんことを努め、常の税のほか、さらに博賣務をつくり、民の私に商賣するを禁ず。而して、兼併する者は賤きをすてて高きを賣り、小民は貧にして、家と田畑とを失う。故に小波は言を以て衆を動かして曰く、我、貧富の均しからざるを憎む。我、汝のためにこれを均しくせん〔吾與汝均之〕と。

これによりて貧民附く者多し。⁸⁶⁾

前後の記載がほとんど同一であることは、この度の起義が、確かに「貧富を均しくする」ことをスローガンにしたことをよく證明するものである。

北宋の後期、宋の徽宗の宣和二年（一一二〇年）の方臘

の起義は、直接に貧富を均しくするということをスローガンにしていけないので、これまで農民戦争史を研究する人たちから見のがされてきた。しかし實際は關係資料を少し分折してみさえすれば、この度の起義にも、平均を要求する農民の漠然とした善圖が表現されていることがわかるのである。方臘が起義したとき、群衆に對して、支配層の限りなき罪惡を暴露し、群衆が起つて鬭争することを呼びかけたが、その中につきぎのような一節がある。

この世の中、おなじ道理が支配してゐるはずである。

〔天下國家、本同一理〕いまここに耕織に一年中勞苦してゐる青年がゐるとしよう。すこしでも粟帛あれば、父兄悉く取りてつかいはたし、ややも意の如くならざれば、鞭笞酷虐、殺しても平氣でゐる、というようなばあい、君ははたして我慢できるか。⁸⁷⁾

ここには起義農民の「終歲勞苦して粟帛あること少なき」ところの「子弟」（貧乏人をたとえた）と、いわゆる「悉く取りて靡蕩する」ところの「父兄」（封建支配者にたとえた）の間の不均等な關係にたいする強烈な憤りが直接に反映されているし、均等への願望があらわされている。

そればかりではない。方臘の起義は「食菜事魔」の教えでカモフラージュし、宗教的異端の形式から拔けたすことはできないでいるが、しかし、莊季裕の「鷄肋編」の記載によると、彼らは「是の法は平等にして高下あることなし」と主張した。この種の、身分貴賤の別はあるべきでないという主張は、封建的身分制度と特権とにたいする對抗をはつきりと表現している。

もしわれわれの討論の範圍を北宋末、南宋初まで延長したとすると、われわれはさらに一步を進めて、この種の思想の完璧な表現をみることができる。南宋の初めに爆發した鍾相・楊公の起義は、完璧かつ明確に「貴賤を等しくし、貧富を均しくする」綱領を提出したものにほかならない。

「三朝北盟會編」に言う、

鍾相は鼎州武陵の人、何のとりえもなくただダボラばかり吹いていた。みずから老爺と稱し、また天大聖と稱し、神通力と天通力とをそなえていて、人の疾患を救うことができる、と言う。ひそかにその一味に語るときは、貴賤貧富を差別するような法は、善い法ではない。自分が法を行なるとすれば、かならずや貴賤貧富をひとしくす

るつもりだ、と言っていた〔陰語其徒則曰、法分貴賤貧富、非善法也、我行法、當等貴賤、均貧富〕。故にまわり數百里の間、無知な小民は翕然としてこれになびき、辨當もちでお目どおりし、道路は大混雜、これを拜爺といった。かくの如きこと凡そ二十餘年、相はこれによりて巨萬の財産をきずいた。

同書にはさらに記載があつて、起義農民は「國法をもつて邪法となした」とある。あれこれ對照してみると、起義農民が貴賤貧富を區別する封建的特権を否定したこと、また貴賤、貧富、身分の區別のない新しい制度の出現を期待したことは、はつきりと讀みとることができる。まさしく鍾相・楊公らが「貴賤を等しくし、貧富を均しくする」というスローガンによって當時の農民の強烈な願望を集中的に表現したので、それで、このスローガンは當時の農民大衆のうちに顯著な動員作用を發揮したのである。このスローガンは、唐宋の際の農民起義の平等、平均の思想の最高の發展であり、集中的表現であつたといふことができる。われわれは、史料に、鍾相は「此に縁つて家資巨萬となれり」とあることによつて、鍾相が「等貴賤、均貧富」を手

段として財産を集めたらしいとか、鍾相がこれによって本當に金持になつたらしいとか考えて、「等貴賤、均貧富」のスローガン、およびこのスローガンのもとの具體的活動、の意義を低く評價することはできない。封建支配階級の記録中には、かならず彼らの政治的・道德的な階級的偏見が含まれていることを知る必要がある。まさしくレーニンが指摘しているように、問題を研究する際われわれはさまざまな階級的偏見におおいかくされているところのものを引き出すべきである。こうしてはじめて、マルクス主義的な、批判的に史料を吟味しなす態度と言えるのである。

上述した歴史的狀況全體から考えると、唐宋の際における反地主の階級闘争は、まさしく農民戦争の歴史的發展の轉換點を示すもので、農民起義の歴史創造的な精神（歴史首創精神）を反映しており、この時期の農民の共通の願望を反映している。かくして、それは、農民戦争史のひとつの新しい歴史發展段階を指示しているのである。

もし農民起義軍の實際活動と關係づけて考察するならば、われわれはまた、この時期の農民起義が、彼らの現實の平均への要求と善良な願望とを各種の形式であらわして

いるのみでなく、同時に、ある程度それを實際行動にうつした、ということを知りうる。農民の闘争活動は時代の限界を越えることはできない。それはただ「富めるを劫かし、貧しきを濟す」義學として表現されうるのみであり、勞働人民相互の間の助けあい、若しくは、「合理」的な分配でもって財産の平均を達成しようという企圖、として表現せられるのみであった。人類の階級闘争史上、このような活動が、實際上、なんら重大な成果には到達しないであろう、というのは當然のことである。しかしながら、もしわれわれが農民戦争史の總過程およびその發展のエポックという點から言うならば、この平均という理想が提出されたこと、および、闘争に際しての農民の實際の行動は、疑いもなく、農民起義の闘争水準の高まりを示すものであり、階級闘争史の前進を示すものである。

起義農民の財産均分の行動は、比較的早い農民戦争の地主に出現している。たとえば隋末の農民戦争では、地主にたいして借糧分金する現象があらわれている。階級闘争が深まり、平均思想が日ましに明確になるにつれて、この種の「劫富濟貧」の活動もまた、ごく普通の現象になつ

た。唐末に黄巢大起義の序幕となった龐勛の起義が、宿州において、かつて「悉く城中の貨財をあつめ、人民に勝手に取らせたところ、たった一日で四方から雲の如く集った」という記事もある。のちに徐州において、「金持や商人の財産を徴發して、その七、八割を取った。その際、財産隠匿罪で一族皆殺しの刑にあつたもの數百家⁸⁷⁾」とある。黄巢起義の大軍が全國を席捲している過程でも、やはり同様の行動をとった。「彼らの部隊はその富をもてあまし、途中で貧乏人にあうと争つて施しをした……」とか、「貧乏人を見ると往々にして施しをした」とある。⁸⁸⁾この方面でもっとはつきりしているのは、いちばん最初に「均貧富」のスローガンを提出した北宋初年の王小波・李順の起義である。李順が起義した始めの活動狀況について、次のような記載がある。

ことごとく郷里の富人大姓を召し、その家に有するところの財粟を申告させた。その一族の必要とする以外は一切徴發し（「據其生齒足用之外、一切調發」）、大いに貧乏人を賑わし、才能ある者を登用し、善良なる人民を愛撫し、號令は嚴明にして、至るところ何ひとつ犯すところなし。時に兩蜀大飢饉にあたり、旬日の間これに歸する

者數萬人、⁸⁹⁾

王小波が起義してのち、彭山縣令の齊振元を殺した時も、やはり「その金帛を散じた」。李順が「富人大姓」の財粟を徴發したとき、やはり「その生齒の足用に據つた」點から見ると、この種の活動は明かに無自覺ではなく、彼らの「均貧富」の理想を實現しようと思圖したのであり、彼らの納得しうる一種の具體的措施であつたのである。

このような「大いに貧民を賑わす」活動も、北宋中期の小規模な農民起義にいつも見られるところである。ただ史料の記載が簡單で、具體的な狀況を知りえない。

北宋後期の方臘の起義も、彼らの財産均分の生一本な意圖を表現している。史料の記載するところによると、「はじめその黨に身を投ずるや、はなはだ貧しきものあれば、衆、財を持ちよりにて以て助け、以て小康に至らしむ⁹⁰⁾」とか、「一家に事あれば、同黨の人、みな力を出して以て相い賑恤す」とある。⁹¹⁾これは一種の物を出して助けあう活動（「助財互濟」）である。そのほか、このたびの起義はまた、原始的財産共有の理想をも表現している。すなわち、「およそ出入通過する者があれば、たとえ見知らぬ者であっても、

黨人はみな宿泊、食事をさせ、ひとの物でも誰のものという差別なく用い、これを一家といった⁽⁴⁾。この種の制度は封建前期、後漢末年の農民起義の過程中に出現した義舎の制度の新しい發展ということができ、ものを出して助けあう活動と同じ思想的根源から出ているのである。

とくに注意に値するのは、「等貴賤、均貧富」のスローガンを提出した鍾相、楊公の起義活動である。説明の便宜のために關係記事をそのままそっくりひくと、

建炎四年、二月一七日庚寅……人々が恐慌をおこしているのに乗じ、彥舟を拒むという名目で衆を集めて、この日に兵を起し、……鼎・豊・荆南の民が呼應した。官府・城市、寺觀、神廟および豪右の家を焼き、官吏、儒生、僧道、巫醫、卜祝および離隙ある人を殺した。賊兵を謂いて爺兒となし、國法を謂いて邪法となし、殺人を謂いて法の執行となし、財を劫かすことを謂いて均平となし、病者には藥を服することを許さず、死者には葬を行うことを許さず、ただ爺を拜し常を亂るをもって事とした。人みな附き従うことを樂しみ、これを行いて天理の當然となす。⁽⁴⁾

これは封建支配者の記述であって、そこにはたぐさんの輕蔑の言葉が並べられているが、われわれが別の關係史料を調べてみても、起義軍が僧道や儒生をかってに殺したということはどこにも證明できず、逆に全然相反する記事が少なからず見うけられる。しかしながら、ここに引いた史料は依然として非常に貴重なものである。というのはそれは天地をわが手で動かしてくれようとする農民起義軍への地主階級の驚きと恐れとを反映しているのであり、起義軍の行くところ、封建支配者が天經地義と見なしている「常」を確實に打ち「亂し」たことを示しているからである。前に述べたように、彼らは封建的支配者の特權的法律を「邪法」であると公然と宣言したのみでなく、革命の法をもって鎮壓者を鎮壓し、實際行動をもって封建統治者の禮義道德を打破し、しかもそのことを被支配者の「天理の當然」と見なした。もっとも重要なのはいわゆる「劫財を謂いて均平となす」ということで、農民が地主の財産を劫かし奪うという實際行動と、彼らの「等貴賤、均貧富」のスローガンとの間の密切な關係をはっきりと物語っているのである。起義軍が反封建的な革命的スローガンをもって、この

時期の農民の平均と平等とにたいする現實的要求および熱狂的な理想を表現したのみでなく、また實際行動によって、貧富均しからず、貴賤等しからざる封建的特權の支配と對抗しようという決意を表明したということ、まさにそのことよって、廣大な農民の支持と擁護を獲得することができ、「無知なる小民（？）」が翕然としてこれに従う」ということがありえたのである。このような、富人大姓の財粟を徵發して貧乏人を賑わすことよって、群衆を組織し、動員していくという事實は、平均というスローガンと一連のものであった。新しい情勢のもとにおける階級對立は、必然的にかかる進歩的な動向を生みだしたのである。

三 唐宋の際の農民起義の

スローガンの歴史的意義

唐宋の農民起義の「平均」の稱號から、北宋末の「等貴賤、均貧富」のスローガンに至るまで、要するに、農民のいかなる革命的要求を含んでいるか。これらの稱號、スローガンの提出は、いかなる意味をもっているか。それは中國農民の鬭争史上どのような歴史的意義があるか。當時の

歴史條件からみて、これは一種の革命思想であるのかどうか。

まず、唐宋の農民起義のスローガンは、疑いもなく、封建的特權およびそれによつて形成される封建的身分制度にたいする農民の反對を意味している。

封建制度の基本的特徴のひとつは、地主階級が經濟外強の力で農民の剩餘勞働を搾取る點にある。唐宋の際の地代形態は、兩稅制以來、實物地代がますます多くなつてきてはいるが、しかし依然として一種の「剩餘的強制勞働」である。封建地主がたよるところの暴力裝置——つまり國家機構は、この時代にはいっそう尨大となつたので、兩稅制のほかにさらに別の法令で「各色人等」あるいは「各色人戸」の勞役もしくは賦役を増した。まさしくマルクスが言つたように、

中世紀においては、權利、自由および社會存在のいかなる形式も、なんらかの特權として、規則の例外としてあらわれる。⁶⁰

のである。唐宋の際には、社會身分制度の方面での編制替えがあつたというものの、しかし貴族、官僚、軍隊統率

者〔軍將〕はやはり別な形式で特權をにぎり、一種の「規則の例外」をもった。これは二つの面に表現されている。

一つは貴族、官僚、つまりいわゆる「衣冠戸」「形勢戸」

「官戸」等々が法令の正式な規定によって差役を全部免除されたということである。しかも彼らは自分自身が免除されたのみでなく、事實上さらに權勢をかさにきて、彼らに依存しているさまざまな人から大量に「影復」し「影占」したのである。もう一つの面は、貧乏人の方は「産去りて税存す」であるのに、貴族、官僚および豪強は、依然として自己の政治上經濟上の地位をたのみとし、いわゆる「十の田地にわずかに二三を税す」で、兩税を少ししか納めないか、あるいはまったく納めないという點である。兩稅法施行以來、貧乏人は土地をわずかしか持たないか、全然持たないのに重税を負擔し、富者は地多く業廣きにもかかわらず税が軽い、というひどい不均の現象、それはこうして形成されてきたのである。唐より宋に至る官私の文書は、いたるところ、この種の「不均」「不等」の事實に言及している。かくて、貧と富の間、貴と賤の間の平均にたいする農民の要求というものは、客觀的にみれば、封建主の特

權を攻撃し、彼らの「規則の例外」を否定しているわけであつて、實質的には封建主の經濟外強制に反對することを意味する。

唐宋の際の農民起義のうちにおいて、封建的特權と經濟外強制にたいする反抗は、上にのべたように、さまざまな方式で表現されている。たとえば王仙芝や黃巢の起義は、たんに「均平」という稱號を用いたのみでなく、また實際に諸道に指令して「吏は貪欲非道、税は重く、賞罰平らからず」と指摘し「刺史にして蓄財に勵むもの、縣令にして横領を犯(犯贓)したものは族誅される」ことを公布した。方臘が宣言したところの「天下國家はもと一理を同じうする」という農民的「天理」も、これまた封建的特權の側での天理にたいする否定にほかならないし、またいわゆる「是の法は平等にして高下あることなし」という主張と、封建國家の法律を「邪法」として排斥する大膽な否定とは、なおさら、封建的身分等級と特權的法律にたいする農民の強烈な憎惡と直接的反抗にほかならないのである。レーニン⁴⁶⁾は言っている、

誰もが知っているように、奴隸社會と封建社會では、階

級のちがいがも住民の身分區別によって固定されており、同時にまた、國家内における各階級の特殊の法的地位も決定されていた。それゆえ、奴隸社會と封建社會（および農奴制社會）における階級は、同時に、特別の身分でもあったのだ。⁶⁴⁾

鍾相の「法の貴賤貧富を分つものは、善法にあらざるなり」という指摘、および彼らが自分たちのスローガンのなかで公然と提出した「等貴賤、均貧富」の要求は、客觀的にみれば、起義農民の封建的法權力にたいする挑戦にほかならず、それは中國農民戰争史において破天荒のことであった。もちろん、封建的身分制のうしろに、壓迫階級と被壓迫階級との階級的對立の存在を看破するまでのことは、農民にとっては不可能のことであったし、富めるもの貴きものを「階級」としてとらえて反對することもできなかった。しかし、富貴貧賤のあいだの身分的不平等にたいして提出された反抗精神は、中世紀農民の階級的反抗の先驅的意義（首創意義）というものを表現しているのである。

つぎに、農民起義の提出したこれらのスローガンそのものは、當時の貧富間の占有の不均等および負擔の不均等な

どの社會情況への農民の憎惡をあらわしており、また封建的な貧富不均等を改めたいという強烈な願望をあらわしているものであるが、しかしながら、レーニンも指摘しているように、彼らの「憎しみは自覺的でなく、鬭争は徹底的でなく、ただせまい範圍内で理想の生活を追求したにすぎない」⁶⁵⁾。この時期の農民戰争についていうと、彼らには根本的に「土地の人民への歸屬という事實を、多少ともはつきりした經濟概念と自覺的に結びつける」⁶⁶⁾ことが不可能であったのみならず、また、のちの明清時代におけるように、直接的に土地占有の問題をはつきりと提出することもできなかったのである。しかしながら、このことは、農民のこのスロガンのうちには土地への要求が含まれていないという證明にはならないし、また、この時代の農民が土地占有の不平等に反對でないことの證明にもならない。スターリンはかつてこういった、

農民は、土地をほしがっている。彼らは夢にまで土地を夢みる。地主の土地を奪うまで彼らがおとなしくすることがありえない、のは明らかだ。⁶⁷⁾

レーニンもこういつている、

數百年來の農奴制度の壓迫と、改革以後數十年の加速度的な破産は、無数の恨み、憎しみ、命がけの決心、を積み重ねさせた。こうして國教會、地主および地主政權を徹底的に追っばらい、土地占有制度の一切のふるい形式、ふるい秩序を消滅させ、土臺をきれいに掃除したその上に、警察的階級の政府に代えるに自由平等の小農民的な社會生活の建設を以てしよう、という一種の志向——この種の志向は一本の赤い糸のように、わが農民の一步一步の歴史的なあゆみを貫いている。⁶⁴⁾

つまり、問題は農民が土地への要求をもっているかいないかという點にあるのではなく、この要求がどういふ形式で表現されているかという點にあるのであり、一つ一つちがう「歴史の歩み」に應じてどの程度表現されているかという點にあるのである。唐宋の際の革命的農民は起義の過程において「平均」「均貧富」「等貴賤」などの要求もちだしたのみでなく、行動においても、地主官僚の土地を奪った。⁶⁵⁾ しかも、封建制社會においては、まさに述べたごとく、封建的身分の貴賤もまさに封建的土地占有關係および勞働生産物の分配關係を基礎としているのである。つま

り、レーニンのいうように、「これまで主要な力は土地であった。農奴制の時代はそうであった。土地をもっているものが權力をもち、力をもっていた」⁶⁶⁾のである。いわゆる貴者、富者というのも、結局、大土地占有者のことである。そこで「等貴賤」「均貧富」の平均と平等との要求は、直接的に土地問題を提出していなくても、實質上は土地の平均を要求する漠然たる意識を意味していたのであり、封建的土地占有制に反對する意味を含んでいたのである。

經典作家は、このような封建制反對の平等・平均思想を述べるにあたって、もつとも熱烈なほめ言葉を與えている。エンゲルスは「ドイツ農民戰爭」のなかで農民と平民反對派の革命的要求を十分に評價したし、「反デュリング論」でも、平等への要求は「極端な社會的不平等に反對し、金持と貧乏人、領主と農民、たっぷり食っているものと飢えているもの、のコントラストに反對する自然發生的な反應である。革命本能はこのような形式で率直に表現されているのである」⁶⁷⁾といっている。

レーニンも農民の土地にたいする要求、および農民の平等思想を具體的に分析した際に、とくにつぎのように指摘

している。「この種の理論はロシアの舊制度に反対するものであって、農奴制度に反対するもつともきつぱりした闘争の旗じるしである。平等思想は、一般的にいへば舊専制制度に反対する闘争における、特殊的には舊農奴主の大地占有制に反対する闘争における、もつとも革命的な思想である。農民的小ブルジョア階級の抱く平等思想は、正當な、進歩的なものである。なぜならば、それは、封建制農奴制の不平等な關係に反対する闘争の表現であるからである。土地平均の思想は正當で進歩的なものである。なぜなら、それは一千萬農民の要求を表現しているからである」

九世紀から十二世紀にかけての中國の農民戦争および農民起義が體現しているところの平均と平等との要求は、依然として、土地占有の不平等および分配の不平等に反対して漠然と均等を求める要求——それは封建的特權への、封建的身分制への一般的反対にふくまれていた——というものにすぎなかったのであるが、しかしこれは、むしろ當時の條件のもとにあつては、革命的農民が提出しえた最高の理想であり、革命的農民が封建制度と對抗するためのもつとも有力な思想的武器であつたのである。それは進歩的

で革命的であつた。中國階級闘争史上における一里塚であつた、中國の歴史詩篇における豪邁な一章であつたのである。

註

(1) エンゲルスはかつて封建的支配に反対する反対派を、三つの範疇——すなわち神學のヴェールをまとつた異端、公然たる異教徒、および農民起義、に分類している。(エンゲルス「ドイツ農民戦争」)

(2) 新唐書 卷一四三 元結傳

(3) 資治通鑑 卷二二四 「蜀中新亂、盜賊塞路」 冊府元龜

卷一三九帝王部 「梁宋間、群盜連聚、或至二千餘衆、攻陷城邑」 毘陵集 卷五 「(江南) 山洞海島、往往結聚、睦州

草竊、爲蠹尤深、(餘姚有與厲父子) 負阻海口」 資治通鑑

卷二二四 「番禺賊帥馮崇道、桂州叛將朱濟、皆據險爲亂、

陷十餘州、」 同 卷二二五 「湖南賊帥王國良、阻山爲盜、」

舊唐書 卷一一七 嚴震傳 「(梁漢間) 山賊剽掠、戶口流散太

半、」

(4) 資治通鑑 卷二二二

(5) この方面の記載ははなはだ多いので、一々は引用しない。い

ま憲宗の時、李渤が上疏して陳べたところを挙げて、その一斑

を示すと、

「竊知渭南縣長源鄉、本有四百戶、今纔一百餘戶、關鄉縣本有

三千戶、今纔有一千戶、其他州縣、大約相似、訪尋積弊、始自

- 均攤避戸、凡十家之内、大半逃亡、亦須五家攤稅、似投石井中、非到底不止、」(舊唐書 卷一七一 李渤傳)
- (6) 全唐文 卷七四六 劉蕡 對賢良方正直言極諫策
- (7) 資治通鑑 卷二四四
- (8) 樊川文集 卷一五 賀生擒衡州草賊鄧斐表
- (9) 同上 卷一一 上李太尉論江賊書
- (10) 資治通鑑 卷二四九
- (11) 同上 卷二五一
- (12) 舊五代史 卷一〇 梁末帝紀下
- (13) 資治通鑑 卷二六六
- (14) 舊五代史 卷三四 唐莊宗紀八
- (15) 資治通鑑 卷二八六
- (16) 同上 卷二八三
- (17) 宋會要 刑法二 宋史 卷三〇四 劉師道傳
- (18) 乘虛先生文集 卷二 悼蜀詩四十韻
- (19) 續資治通鑑長編 卷三九 至道二年四月戊子條、五月己未條
- (20) 樂全集 卷二三 請校會邦計事
- (21) 歐陽修 奏議 卷二 論沂州軍賊王倫事宜劄子
- (22) 同上 卷九 論湖南蠻賊可招不可殺劄子 再論湖南蠻賊宜早
招降劄子
- (23) 續資治通鑑長編 卷三四三 元豐七年二月癸未
- (24) 同上 卷三六一 元豐八年一月丙午 王巖叟奏
- (25) 三朝北盟會編 卷三一
- (26) 宋史 卷一七五 食貨志

- (27) スターリン ドイツの作家エミール・ルドヴィヒとの會談
大月書店版スターリン全集 第一三卷 一三八頁
- (28) 資治通鑑 卷二五〇
- (29) 資治通鑑考異 卷二四
- (30) 陸游 南唐書 卷一四 陳起傳
- (31) 王闢之 澠水燕談錄 卷八
- (32) 陳均 皇朝編年備要 卷四
- (33) 曾鞏 隆平集 卷二〇
- (34) 方勺 青溪寇軌
- (35) 莊季裕 雞肋編 卷上 また、輩酒を斷ち、素食し、葬を
薄くする記載があつて、農民起義の禁欲主義的色彩を反映して
いる。なお、「是法平等無有高下」はもと金剛經の語。方臘ら
はそれを「是法平等無、有高下」と讀んだ、と雞肋編はいう
が、封建支配階級文人の惡意ある誹謗とおもわれ、信じがた
い。青溪寇軌などの記載を参照し、綜合的に考えると、やはり
「是法平等、無有高下」と讀み、それをスローガンにしてい
た、というのが事の真相であらう。
- (36) 三朝北盟會編 卷一三七
- (37) 資治通鑑 卷二五一
- (38) 舊唐書 卷二〇〇下 黃巢傳 資治通鑑 卷二五四
- (39) 沈括 夢溪筆談 卷二五
- (40) 莊季裕 雞肋編 卷上
- (41) 建炎以來繫年要錄 卷七六
- (42) 莊季裕 雞肋編 卷上

- (43) 三朝北盟會編 卷一三七
- (44) ヘーゲル法哲學の批判から 大月書店版マルクス・エンゲルス全集 第一卷 三五二頁
- (45) 新唐書 卷二二五下 黃巢傳
- (46) ロシア社會民主黨の農業綱領 大月書店版レーニン全集 第六卷 九三頁
- (47) トルストイとプロレタリアの闘争 大月書店版レーニン全集 第十六卷 三七〇頁
- (48) レーニン 社會民主黨の一九〇五年より一九〇七年に至る第一次ロシア革命中の土地綱領 大月書店版レーニン全集 第十卷 二九四頁
- (49) スターリン 農業問題 大月書店版スターリン全集 第一卷 二四三頁
- (50) レーニン ロシア革命の鏡としてのレフ・トルストイ 大月書店版レーニン全集 第一五卷 一九一頁
- (61) 舊唐書 卷一七八 「鄭畋移檄……曰、……草賊黃巢、……廣侵田宅、濫瀆貨財、」これは起義の隊伍が地主の土地財産を收奪したことがあることを證明している。
- (62) レーニン 貧農に訴える 大月書店版レーニン全集 第六卷 三八一頁
- (63) エンゲルス 反デューリング論 大月書店版マルクス・エンゲルス選集 第一四卷上 二二一頁
- (64) レーニン 社會民主黨の一九〇五年から一九〇七年に至る第一次ロシア革命における土地綱領 大月書店版レーニン全集 第一三卷 二三二～二三三頁

附記 新建設(一九六四・三)にのつた同名の論文(唐宋之際農民戦争の歴史特點)は、本稿に修正加筆せられたものである。しかし今は講演の際の原稿のままに譯した。